重度訪問介護に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 第2 重度訪問介護

TF.

- 1 重度訪問介護サービス費
 - イ 所要時間1時間未満の場合 183単位
 - 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位
 - 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 365単位
 - ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 456単位
 - ホ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 547単位
 - 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 638単位
 - 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 729単位
 - チ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 814単位に所要時間4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数
 - リ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間 8時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算し た単位数
 - ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,178単位に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算し た単位数
 - ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,831単位に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算し た単位数
 - ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,514単位に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算し

第2 重度訪問介護

- 1 重度訪問介護サービス費
 - イ 所要時間1時間未満の場合 160単位
 - 所要時間1時間以上2時間未満の場合 320単位

現

行

- ハ 所要時間2時間以上3時間未満の場合 480単位
- 所要時間3時間以上4時間未満の場合 640単位
- ホ 所要時間4時間以上5時間未満の場合 790単位
- へ 所要時間5時間以上6時間未満の場合 940単位
- 所要時間6時間以上7時間未満の場合 1,090単位
- チ 所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,240単位
- リ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,392単位に所要時間 8時間から計算して所要時間1時間を増すごとに152単位を加算 した単位数
- ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 1,991単位に所要時間 12時間から計算して所要時間1時間を増すごとに143単位を加算 した単位数
- ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,572単位に所要時間 16時間から計算して所要時間1時間を増すごとに152単位を加算 した単位数
- ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,171単位に所要時間 20時間から計算して所要時間1時間を増すごとに143単位を加算

た単位数

- 注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対し て、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介 護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通 年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を 除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る 。2及び第3において同じ。)時における移動中の介護を総 合的に行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サ ービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを いう。以下同じ。)の事業を行う者(3において「指定重度 訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下 「指定重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者 又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30 条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう 。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以 下「基準該当重度訪問介護事業所」という。)」に置かれ る従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」と いう。)が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以 下「指定重度訪問介護」という。) 又は重度訪問介護に係 る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」 という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
 - (1) 区分4(区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう 。以下同じ。)以上に該当していること。
 - (2) 二肢以上に麻痺等があること。
 - (3) 認定調査票における次の(-)から(四)までに掲げる調査 項目について、それぞれ(-)から(四)までに掲げる状態の いずれか一つに認定されていること。

した単位数

- 注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して 、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護 等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年 かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き 、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2及 び第3において同じ。)時における移動中の介護を総合的に 行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以 下同じ。)の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事 業者」という。)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者 又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30 条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。 以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置か れる従業者(注7において「重度訪問介護従業者」という。) が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は重度訪問 介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問 介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する
 - (1) 区分4(区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう。 以下同じ。)以上に該当していること。
 - (2) 二肢以上に麻痺等があること。
 - (3) 認定調査票における次の(-)から(四)までに掲げる調査 項目について、それぞれ(-)から(四)までに掲げる状態のい ずれか一つに認定されていること。

- (-) 2-5 「2. 何かにつかまればできる」又は「3. できない」
- (二) 2-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
- (E) 4-5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
- (四) 4-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- 2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表((2)において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害程度区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。
 - (1) 区分3(区分省令第2条第3号に掲げる区分3をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
 - (2) 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1 に規定する指定外出介護等の支給量(法第22条第4項に規 定する支給量をいう。)の合計が125時間を超えているこ と。
- 3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43

- (-) 2−5 「2.何かにつかまればできる」又は「3. できない」
 - (二) 2-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
- (E) 4-5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
- (四) 4−6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- 2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表((2)において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害程度区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。
- (1) 区分3(区分省令第2条第3号に掲げる区分3をいう。 以下同じ。)以上に該当していること。
- (2) 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1 に規定する指定外出介護等の支給量(法第22条第4項に規 定する支給量をいう。)の合計が125時間を超えていること
- 3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間では なく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43

条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。<u>以</u>下同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する 利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき 、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分 の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分省令第2条 第6号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者に つき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の1 00分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、 同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して 指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問 介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を 算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。2 において同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分 6 (区分省令第 2 条 第 6 号に掲げる区分 6 をいう。以下同じ。)に該当する者に つき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の10 0分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定 重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従 業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝 (午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定重度訪問 介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の10 0分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後 10時から午前6時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護 等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分 の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 特定事業所加算 (I) 所定単位数の100分の20に相 当する単位数
 - (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
 - (3) 特定事業所加算 (Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相 当する単位数
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
- イ 特定事業所加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者(登録型の重度訪問介護従業者(あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。

- (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。
- (二) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第31条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用したすべての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。
- (7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数 のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定 居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程

修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定重 度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従 業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上で あること。

- (8) 当該指定重度訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成24年3月31日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が100分の50以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。
- (9) 指定障害福祉サービス基準第7条において準用する第5条 第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置 することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提 供責任者を2名以上配置していること。
- (10) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度 訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である 者の占める割合が100分の50以上であること。
- 口 特定事業所加算(Ⅱ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(7)又は(8)及び(9)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)まで及び(10)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 10 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 11 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。
- 12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1の注5を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同本の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。
- 2 移動介護加算
 - イ 所要時間1時間未満の場合 100単位
 - ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 125単位
 - ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 150単位
 - ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 175単位
 - ホ 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 200単位

- 9 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1の<u>イの共同生活介護サービス費(5)</u>を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は<u>同口の経</u>過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。
- 2 移動介護加算
 - イ 所要時間1時間未満の場合 100単位
- ロ 所要時間1時間以上2時間未満の場合 150単位
- ハ 所要時間2時間以上3時間未満の場合 200単位
- ニ 所要時間3時間以上の場合 250単位

- へ 所要時間3時間以上の場合 250単位
 - 注1 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、 同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して 移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従 業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。
- 3 初回加算 200単位
 - 注 指定重度訪問介護事業所等において、新規に重度訪問介護 計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回 若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に 指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護 事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回 の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問 介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、 1月につき所定単位数を加算する。
- 4 利用者負担上限額管理加算 150単位
 - 注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第4 3条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月 につき所定単位数を加算する。

注 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合 に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けら れた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準 的な時間で所定単位数を加算する。

- 3 利用者負担上限額管理加算 150単位
 - 注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条 第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定 する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定 単位数を加算する。